

## 説明書

業務名	佐賀県産ブランドいちご「いちごさん」情報発信委託業務
履行期間	契約締結日から令和8年3月31日(火)
履行場所	佐賀県産業労働部流通・貿易課が指定する場所
契約上限額	30,000千円(消費税及び地方消費税含む)
オンライン説明会	令和7年2月27日(木)午前11時
仕様書等に対する 質問書提出期限	令和7年3月3日(月)午後3時まで
参加資格確認申請書 提出期限	令和7年3月7日(金)午後3時まで
提案書提出期限	令和7年3月18日(火)午後3時まで
プレゼンテーション	令和7年3月25日(火)午後3時00分から(予定)
最優秀提案者の決定 通知期限	令和7年3月26日(水)

### 1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 参加資格確認申請書(様式第2-1号又は2-2号) 1部

イ 共同企業体協定書(様式第2-3号) 1部 ※共同企業体の場合のみ

ウ 誓約書(様式第3号) 1部

エ 会社概要(パンフレットで可) 1部

オ 実績書(様式第4号) 1部

注) 実績書には業務実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し等)を添付する。

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

## 2 仕様書等について

仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メールにより提出すること。なお、質問書に対する回答は、その都度、佐賀県のホームページに掲載する。

## 3 提案書及び添付資料について

### (1) 提出書類

- ア 表紙 様式第5号
- イ 提案書(以下任意様式)
- ウ 実施スケジュール案
- エ 業務体制表
- オ 見積書

### (2) 提出部数 8部(A4用紙)及び電子データ(PDF)

### (3) 提案書の内容・構成は次のとおりとする。

- ア 消費者向け飲食店コラボ企画
- イ Webサイトの運用とSNSとの連携による情報発信
- ウ 上記ア・イのそれぞれについて、過去5年間での類似業務の請負実績(契約の相手方、受託業務の内容、規模、クライアント数等を記載する。)

### (4) 業務体制表には次の内容を記載すること。

- ア 当委託業務の年間を通じた実施及び進捗管理を行う責任者(プロフィール、これまでの活動実績)
- イ 事業運営のために提供可能な実施体制
- ウ 事業運営支援のために提供可能な業務能力
- エ 事業運営に関わる各要員の役割と過去の類似業務の請負実績(企画の全体管理を行う者のほか、飲食店との調整を行う者、メディアプロモートを行う者、Web制作を行う者、SNS運用を行う者、1月15日前に開催するイベントを行う者についても記載する。)

### (5) 見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

### (6) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

### (7) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

### (8) 提出は持参又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

#### 4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料は使用しないものとする。
- (2) Teamsを利用したオンラインで行い、ヒアリング時間は1者あたり30分程度(説明20分、質疑10分程度)を予定している。

#### 5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、評価基準の「実施施策」に係る評価点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

#### 6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

#### 7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をはじめとした各種法令等に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、9の問合せ先で受け付ける。
- (5) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルの無いようにすること。

## 8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則(平成4年3月31日佐賀県規則第35号)に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

## 9 問合せ

担当課 佐賀県産業労働部流通・貿易課企画担当  
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59  
電話 0952-25-7392  
ファックス番号 0952-25-7307  
電子メールアドレス ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp